

10月19日実施の住民説明会に関する利根町農業政策課からの追加質問へのご回答

株式会社MCエバテック
 分析事業部 つくば分析センター
 フィールド技術グループ 中原忠

(本書面の経緯)

本書面は、令和6年10月19日に開催されました「農林業近代化施設の石綿含有分析調査結果に関する住民説明会」において交わされた質疑応答の中から、利根町農業政策課より内容の再確認の要請をいただいた項目について回答したものです。

問1	石綿事前調査の中に、屋根部分の調査が含まれていなかった理由
回答1	<p>5月20日に最初の下見を実施しました。当日は利根町の御担当（飯島様、荒井様、蛭原様）が立ち合われました。その際に、改修工事の範囲が栽培棟の事務所部分だけとのことでしたが、屋根は調べないでも大丈夫かを弊社担当より確認させていただきました。その時のご回答は、屋根には手を付けないとのことでした。</p> <p>6月28日に事前調査を実施しました。弊社営業担当者から、調査場所が栽培棟の事務所部分だけでなく、屋外堆積場、覆土調整室機械格納庫も含めた部分に変更された、との話はありましたが、屋根には手を付けない改修工事であると認識していました。</p> <p>調査場所の変更指示があった時点で、調査範囲について改めて確認すべきでしたが、それを怠りました。申し訳ありませんでした。</p> <p>なお、その後、利根町からのご指示で屋根部分の調査結果を報告書に追記して提出しております。</p>
問2	事前調査と分析調査で部材名が変更になっていた理由
回答2	<p>事前調査では腰壁の外側からしか確認を行っておらず、腰壁の内側は事前にいただいた書面通りにプラスターボードと判断していましたが、実際採取した折にはグラスウールであり部材は書面と違っていたので、実際の部材であるグラスウールで報告を行いました。</p>
問3	建物の中の検査実施の必要性について
回答3	<p>改修工事のときの石綿事前調査では、敷地境界や建屋内部の石綿気中濃度測定は法律的には実施する必要はありませんが、今回は、周辺住民の皆様への影響を把握するために、敷地境界の気中濃度測定を行いました。</p> <p>測定した場所は当該敷地の東西南北の角（4か所）です。測定の選定場所としては一般的です。その測定結果から、周辺住民の皆様への影響はないと判断できたので、建物の中の検査までは不要と考えます。</p>

問4	<p>気中検査の測定値「0～0.3本/L」以下であれば石綿がないといえるのか</p>
回答4	<p>石綿が存在する可能性がゼロである、という証明はできませんが、このレベルであれば、極めて濃度は少なく、通常の空気中と変わらないレベルにあると考えられます。通常の空気中でも0～0.3本/L以下であれば、石綿が含まれていないとみなして差支えありません。</p> <p>なお、今回の分析では敷地境界の空気を4時間にわたり2400L吸入し、その時の限界値を0.3本/Lとしております。したがって、石綿のカウント数がゼロであった場合も、調査結果としては0.3本/L未満(<0.3本/L)と表示します。</p> <p>また、気中検査で検出される繊維状物質は石綿ではありません。この試験は顕微鏡で目視確認するため、石綿に近い繊維状物質も計上してしまう可能性もあるからです。</p>
問5	<p>事前調査時に調査対象としなかった屋根等に「まだまだアスベストがある可能性はあるのか」とのご質問</p>
回答5	<p>住民説明会の段階では屋根等の調査を行っていなかったため、その部分に対して、まだまだアスベストがある可能性はあると返答させていただきました。</p> <p>ただこの回答で、まだアスベストが(様々な場所にたくさん)ある可能性がある、との誤解に繋がっておりましたら、返答時の説明が不足しており申し訳ありませんでした。</p> <p>その後の屋根の調査で「石綿みなし有り」と判断いたしましたので、さらなる追加調査の必要はありません。</p>
問6	<p>「隠蔽部ははがさなければわからない」とのご意見</p>
回答6	<p>回答5と同様</p>
問7	<p>「気中検査は意味があるのか」とのご質問</p>
回答7	<p>回答3で申し上げた通り、敷地境界の気中検査は周辺住民の皆様への影響を判断する指標になります。しかしながら、敷地境界の石綿気中濃度の測定は、あくまでその測定日、測定時間における結果となります。ご依頼日当日その時の気中濃度ですので、過去や将来の濃度を予測できるものではないのですが、今回の調査で判明している石綿含有部材はいずれもレベル3であり、破碎等がなければ石綿が飛散するリスクはないものと推察できます。</p>

以上